

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年3月6日（火）午前9時30分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田 誠君	委員	有村隆志君
委員	中村正人君	委員	植山利博君
委員	蔵原 勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

川窪幸治君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	池田洋一君	観光課長	八幡洋一君
観光課主幹	竹下淳一君	観光課観光地づくりG主査	笠井 剛君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第15号 指定管理者の指定について（霧島市西郷公園）

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時30分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月20日の本会議で本委員会に付託になりました議案1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時32分」

（現地調査）

「再 開 午前10時50分」

△ 議案第15号 指定管理者の指定について（霧島市西郷公園）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第15号、指定管理者の指定について（霧島市西郷公園）について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第15号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。議案書の25ページから27ページをご覧ください。本案は、霧島市西郷公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。霧島市西郷公園につきましては、公募を行い、応募のあった有限会社河内菌本舗1団体について、霧島市指定管理候補者選定委員会におきまして審査を行っていただいたところであります。同候補者選定委員会の審査の結果及び報告を踏まえ、同候補者を平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、霧島市西郷公園の管理運営を行わせようとするものであります。詳細につきましては、観光課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第15号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。霧島市西郷公園について、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入することとし、昨年11月に公募を行ったところ、有限会社河内菌本舗から応募がありました。本年1月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、有限会社河内菌本舗が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、有限会社河内菌本舗に平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4をご覧ください。指定管理者が行う業務等として、（1）公園の維持管理に関する業務、（2）公園の利用禁止及び制限に関する業務、（3）公園の利用許可等に関する業務、（4）公園の使用料の収受に関する業務、（5）前4号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務、（6）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は一部市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第6号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、3ページから4ページ募集要項8の参加資格について、「②平成29年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する

法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、6ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）の「審査基準と配点」に沿って審査し、指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく募集要項14の（2）をご覧ください。「審査基準と配点」の主な項目は、まず、利用者の平等な利用の確保を前提として、1点目に施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、2点目に経費の削減が図られているか、3点目に管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか、4点目に施設の設置目的を達成するための項目をそれぞれ配点し、合計100点としております。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書2ページをご覧ください。こちらに委員名簿をお示ししています。その委員は、内部委員が山口副市長始め他5名、外部委員が福原平さん他3名の計10名となっています。「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は2回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、外部委員の現地視察を行い施設概要の説明後、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後各委員が持ち帰って評点を行い、第2回の会議で委員全員の得点を合計し確認、さらに指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、3ページ「5 審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に基づき、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、7ページに記載してあります。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の5ページをご覧ください。選定意見については、市内の農産品、特産品等の販売促進や販路開拓・拡大を踏まえた考え方や国内旅行者のほか、台湾、香港、韓国など海外旅行社と契約があるなどインバウンド対応など評価したと

の意見が出されました。以上で、霧島市西郷公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（蔵原勇君）

西郷公園内で働いている方は全員で何人ですか。

○観光課長（八幡洋一君）

現在は指定管理者ではなく、行政財産使用という形で有限会社河内菌本舗が借りている状況ですので、従業員が何人いるのかというのは把握しておりません。度々行っておりますけれど、最低でも二人いらっしゃって、バスが6台位来たときには四、五名いらっしゃったようです。

○委員（蔵原 勇君）

働いている方々で、地元の溝辺周辺の方々が何人とかその辺は分かりますか。

○観光課長（八幡洋一君）

出身地までは把握しておりません。

○委員（松枝正浩君）

資料の2の5ページですが、選定意見の中に、霧島市の農産品、特産品等の販売促進や販路開拓・拡大を踏まえた考え方を評価したとあるんですけど、具体的な内容を教えていただけないでしょうか。

○観光課長（八幡洋一君）

資料6にもいろいろ掲載してありますが、ヒアリングの中で、周辺によこで一ろやよいやんせなどがあるんですけども、そういう所とかぶらないような形で、ナシ、ブドウ、霧島のお茶、霧島市特産品協会の加工品など市内のものを中心にお預かりして、そこに行けば霧島市内のものが買えるような品揃えをしていきたいというようなことを話されていました。

○委員（植山利博君）

以前に比べて非常にきれいになっているという実感を受けました。今年は明治維新150年ということで、西郷像を今年のNHK大河ドラマの放映に向けて生かし切らなければいけないということで、前市長は、西郷像を空港の真正面に移動したらどうかというような議論がありました。県とも協議をしてみたいというところまで話があったと思います。今回、指定管理をされるわけですが、その話はどうなったのか、分かっていたら教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

銅像につきましては、移設の話がございました。当時の考え方としましては、今後、空港のリニューアルがなされるであろうということ、それから臨空団地の整備とか高速道路の件というようなことがありましたので、周辺の整備状況を見て、検討しないといけないということが結論から、銅像については移設はしないという方向で進められておりました。今回、市長が代わられましたし、指定管理に出しますけれども、銅像があつての指定管理ですので、そういう形で進めていいですか

ということで確認をしたところでございます。

○委員（植山利博君）

今の時点では、銅像は現在の場所に置いたままで展開するという方針と理解していいですね。現在、店舗を貸し付けているわけですがけれども、有限会社河内菌本舗があそこを借りたのはいつからですか。

○観光課長（八幡洋一君）

平成28年10月からです。

○委員（植山利博君）

施設の利用状況実績を見ますと、平成27年が2万5,888人、平成28年が1万9,494人と落ち込んでいるわけです。しかし、平成28年10月からということですので、借りられてからまだ日が浅いということで、平成29年度の実績を見ないと分からないわけですが、平成29年度の実績はどうなっていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

実績については、今のところ把握しておりません。

○委員（植山利博君）

あそこを貸し付けてから、状況はどのようになったかということを知りたかったわけです。感覚としてはどうですか。平成28年が一番落ち込んでいるのだらうと思いますけれども、担当としてどのように評価されていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

西郷公園は、これまで財産管理課が所管をして、溝辺総合支所の地域振興課が管理をしていたということで、これまで長い間、庁内の在り方検討会で協議をしてきました。今年が明治維新150周年、さらには大河ドラマの放映ということで、今後、観光客が非常に増えるであろうということから、今年の4月1日から所管を観光課に変える手続きを行っているところでございます。そういうことから、これまで西郷公園の情報発信が観光課ではなされていなかったというのが現状でございます。そのような中、雑誌、新聞、テレビなどからの取材が昨年から非常に多くなり、記事を載せていただいたりしております。今年に入りまして、お客さんが非常に増えていると、有限会社河内菌本舗の職員の方からもお聞きしているところでございますので、昨年の後半ぐらいから今年にかけては、多くの方々が来場されているのではないかなというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

現場で話を聞いたわけですが、平成30年度からに向けて、入場者の予測をされていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

資料6の申請者の概要になります。これはバレル・バレーさんが出している実績ですがけれども、平成27年度12万人、平成28年度11万人、平成29年度11万人の方々がバレル・バレーに訪れているということで、バス等で来られた方は西郷公園にも寄っていただくような流れを作りたいということ

とバレル・バレーに寄らないけれども、西郷公園に寄りたいんだという話も伺っており、既にそういう形で営業を進められておりますので、感覚としては10万人くらいの方々がお越しになるのではないかと事務局では判断しています。

○委員（植山利博君）

指定管理の募集要項を見ると使用料ということになっています。入場者の使用料は市に入る形になっていますよね。以前、いろいろな指定管理の施設で、指定管理者が意欲を持って情報発信をして一人でも多くの方に施設を利用していただけるような事業を積極的に展開するためには、使用料ではなくて利用料のほうがいいのではないかと、そうすることによって頑張れば頑張っただけ、指定管理者に収入が入ってくるわけですから、そういう提案をした経緯があるんですが、今回は平成28年度が1万9,000人ぐらいで、今おっしゃるところでは平成30年度は10万人を超える方々が来られるのではないかと想定されております。であれば使用料ではなくて利用料でどうかと、さらに民間の多くのノウハウを生かすためには、そちらのほうが効率的、効果的ではないかということの議論はなかったですか。

○観光課長（八幡洋一君）

利用料につきましては、使用料が和室が1時間250円、展示枠の所が10円ですが、過去3年間、利用状況がないということで、利用料は見込めないというようなこともあります。展示枠については、今後は、明治維新関係の展示をこちらでしようということで、今回そういう形をとっていないということでございます。

○委員（植山利博君）

西郷隆盛にまつわる様々なロケーションで展示がされてあるのは、歴史を知る上においては、私は鹿児島県内でもかなり充実した展示だと思うんです。だから一人でも多くの方にあのようなものを見ていただきたい。そして、今後は指定管理者があのと和室とかを使って、いろいろな企画やイベントを積極的に展開されることを期待するという意味を含めて、指定管理者の意欲を引き出すためにも利用料というような形がよかったのではないかなと。過去に実績がなかったということですが、あそこを大いに利活用していただくためにも、指定管理者の意欲を引き出すという意味ではなかったかなと思っております。今後、そういうことも可能でしょうから、検討していただくよう求めておきます。

○観光課長（八幡洋一君）

外部の方々の利用というのはあまり見込めないと思っておりますけれども、ここの和室を使った郷中教育みたいなものが提案書の中にすごくたくさん出てきております。河内菌本舗が使われる場合は、自分たちで管理をするエリアになりますので、収入は入ってきませんが、自主事業で旅行エージェントと提携をしながら活用するとか、子どもたちを集めて講座とかを開きたいというようなことを提案してあります。今後は料金は入ってきませんが、利用率というのは非常に上がっていくのではないかなと考えております。

○委員（木野田誠君）

入園料は今後も無料でいけますか。

○観光課長（八幡洋一君）

条例に入場料という記載がございませんので、今後も無料になろうかと思えます。

○委員（木野田誠君）

資料6にバレル・バレーさんの旅行代理店等との契約がたくさん書いてあります。平成28年10月から今まで公園の売店を借り受けて営業をされてきている。それと、バレル・バレーへの送客人数を見ると10万人を超えているわけですけれども、実際、西郷公園に来ているお客さんは、その1割程度というような数字が出ているわけです。このバレル・バレーさんが営業をするのであれば、当然、今まで借りている2年間に関連で送客をするべきであったと考えるんです。その辺から考えて、平成30年4月以降、そういう送客の目標値があってしかるべきで、それをもってこういう事業を展開しますということ、この中で言うべきではないかと思うんです。ただこういう業者と契約をしている。これは送客の契約ではなくて、業者さんと今後何かあったら送客もしますよというような契約ですから、非常に抽象的な契約にしかすぎないわけですけれども、そこ辺りの向こう5年間の目標値といったものは出ていなかったのですか。

○観光課長（八幡洋一君）

数字については記載がないところでございますけれども、これまでの契約が半年で更新の契約になっておりました。これがなぜ営業ができないかと申しますと、旅行エージェントが春ごろにつく秋なんです。「うちに来てください」と言っても、その契約だと更新されるのかどうか分からないということが河内菌本舗さんも問題点としていて、そういうことも含めて、今回、指定管理の期間を長期に伸ばすことによって、「きちっと管理をして営業ができます、だから来てください」ということが、今後できていくということで、これが半年ごとの契約で、次に契約してもらええるか分からない、銅像が動いたら契約をしないかもというように中途半端でしたので、西郷像は動かさない、そして指定管理も出していくということで、今後、しっかりと営業活動ができていくということで、数字は載っておりませんが、そういう形で指定管理候補者も展開としては明るい見込みがあるのかなというふうに思っております。

○副委員長（厚地 覺君）

指定管理者が行う業務等について、公園の利用禁止及び制限に関する業務とありますが、これはどういう意味ですか。

○観光課長（八幡洋一君）

条例に入園の制限というのがありまして、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者、建物又は施設、設備及び展示物等を破損するおそれのある者、管理上支障のある者、こういう人には公園の利用を禁止及び制限するということで、募集要項の中にもうたっております。

○副委員長（厚地 覺君）

参加資格について、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害されるおそれがあるとあります。といことは、市内の事業者は質が低いということの意味するのかということと、市内の業者の参加の動きはなかったのかお伺いします。

○観光課長（八幡洋一君）

事前に現地説明会を実施をしました。その時点で霧島市内1社、鹿児島市1社、始良市1社が来ておりました。最終的に有限会社河内菌本舗しか申請書を提出されなかったということでございます。

○副委員長（厚地 覺君）

今回の当初予算で4,538万6,000円ということで、この工事請負費の4,000万円は内容な何ですか。

○観光課長（八幡洋一君）

トイレが非常に古いこと、身障者用トイレがないこと、洋式のトイレもないということから、トイレの改修に係る経費を計上しているところでございます。

○副委員長（厚地 覺君）

西郷公園は平成2年にオープンということ30年になろうとするわけですが、今後、この施設の修繕費用はどのくらいを見込んでいますか。

○観光課長（八幡洋一君）

昨年の9月に展示室のリニューアル、それから外灯やスポットライトといったものに1,000万円くらい計上いたしました。平成30年度についてはトイレ改修分を計上しておりますけれども、今後につきましては、ちょっとした修繕等が出てくるかもしれませんが、維持管理をきちっとしていくということで、現段階では大きなものは考えていないところでございます。

○委員（木野田誠君）

展示に人物の写真とかいろいろあったんですけども、日光の関係でちょっと色あせている感じがしました。その辺りは費用もそう掛からないのではないかなと思うんですが、作りかえるというようなことはできないですか。

○観光課長（八幡洋一君）

現段階では、あの部分の下のじゅうたんを張り替えて、展示物もはけ等できれいに掃除をしていただいたり、LEDを換えたりというようなことをしています。また、一部、衣装等が見苦しいということで、和室の倉庫にいろいろな展示物があるらしいですので、そういうものきちっと確認をしながら、展示できるものがあれば入れ替えを考えております。今後、写真といったものを入れ替えるというようなことは考えておりませんが、余りに見苦しいようであれば、そういうことも検討していきたいと思っております。

○委員（愛甲信雄君）

資料1の14ページですが、10の建物・設備の修繕で、1件当たり10万円未満の修繕については、指定管理者が行うこととありますが、ということは、10万円以上は市が修繕するということですね。

このほかの指定管理している施設もそういう感じでしていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

現在、観光課で指定管理をお願いしている所につきましては、概ねこういう基本協定を結びまして、おっしゃるとおり、10万円未満は指定管理者、10万円以上は市ということになっております。

○委員（植山利博君）

この施設は、公共施設の管理計画ではどのようになっていたのですか。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時32分」

○委員長（池田綱雄君）

再開します。

○観光課長（八幡洋一君）

公共施設マネジメント計画は確認しておりませんが、先ほども見ていただいたとおり、あそこには多くの方々から寄せられた寄附で建てられた銅像がありますことから、今後も市が管理をしながら、効果的な施設運営をしていただく指定管理が適切かなというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

指定管理ということで、よく言うんですけれども、市がそこをお願いするわけですから、適正な管理というのは、やはり市が管理すべきだというふうに思います。施設にある大砲とかは、今だから値打ちがあると思いましたが、マネジメント的な部分というのは、市も関わっていただきたいと思えます。それと、前から指摘していたんですが、銅像の周りの木は切っていただいて、葉っぱも落ちずに管理もしやすいということだと思えます。あと、正面から入ったときに階段があるんですけれども、バリアフリーという点から、ちょっと手直しする考えはないですか。

○観光課長（八幡洋一君）

正面から入ってきまして両サイドにスロープがあるんですけれども、下りた所が土になっておりましたので、そこについてはフラットな形で進入ができるようにならないか、早急に検討したいと思えます。それと樹木につきましても、適切に処理をさせていただきたいと思えます。

○委員（愛甲信雄君）

管理は専門の造園業者とかのアドバイスを受けているんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

正面から入ってきて両サイドに樹木があります。そこにつきましては、ある建設会社の社長で詳しい方がいらっしゃいましたので、その方に来ていただいて、私が脚立に乗って、チェーンソーで切ったところがございます。それから銅像の周辺につきましては、九電さんと九電工さんのボランティア活動で、作業車が5台で道路側からしか入らないものですから道路側からの分は切れたんです

けれども、銅像側からの枝等については切れませんでしたので、時期を見ながら、そちらも切るということで考えております。時期がずれると木が枯れたりしますので、この冬の間に取りたいと考えています。

○委員（有村隆志君）

今後の利用というところで、郷中教育といったものを取り入れた和室を利用した催し物ということでしたので、ここは、一つ立派な施設であって、西郷さんというイメージを利用して、学校関係とも連携しながらできるものがあれば、私はいいのかなと思います。それと霧島市にこういう立派なものがあるということで施設の利用をお願いしたいと思います。それと霧島市には焼酎の蔵元がたくさんあるのですが、鹿児島県の銘柄を集めてもいいので、そういった紹介のブースがあってもいいのかなと思います。それから物産館を造るという話でした。今回、私も一般質問しました農産物を作って売るところがあったらいいなと思いますので、そこらも含めてお考えがあればお聴かせください。

○観光課長（八幡洋一君）

そういった販売商品については、焼酎も含めていろいろと協議をしております。ただ、焼酎を造っている会社でもございますので、そういうところも含めて、できる限り市内の農産品、特産品がそこに行くと買えるよというような形で、事前に協議はしておりますので、どの程度できるかは、ちょっと分かりませんが、今後、自分のところの消費ももちろんですけども、できる限り市内のものを中心とした、そういうことができればいいなというふうに考えております。また、先ほど言われました郷中教育というものも資料6の15ページの中に教育委員会と提携して、そういうこともやっていきますよということも提案をされておりますので、そういうことが随時されていくのではないかなということで、我々も連携を取りながら進めていきたいと考えております。

○委員（蔵原 勇君）

平成30年4月から平成35年度まで管理をお願いするわけですけども、先ほどお話があったように明治維新150年で入場者数10万人を目指すということですけども、来年、再来年と入場者が激減して、運営が非常に厳しくなったというときは、必要に応じて協議をして、予算計上をする計画はありますか。

○観光課長（八幡洋一君）

書類の中にもありますとおり、5年間の指定管理料を提案されております。経済的な情勢、石油代が上がった、電気代が上がったというようなときには、変更の可能性がありますが、利用者減による委託料の増ということはないと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第15号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでし

ばらく休憩します。

「休憩 午後 11 時 36 分」

「再開 午後 11 時 38 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。議案第15号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第15号の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案第15号、指定管理者の指定について（霧島市西郷公園）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

今回、西郷公園を指定管理に出すことになるわけです。今年、明治維新150年、NHK大河ドラマ「西郷どん」の放映がされるかっこうの時期であります。市の所管も財産管理課から観光課に移ったということでもありますので、商工観光部が霧島市の観光客の誘致に、この施設を活用する。そして、しっかりと情報発信をしながら、この1年間、施設の利活用に積極的に関わってほしい。それからこの1年で一過性に終わることなく、今後もこの施設が、霧島市のひいては鹿児島県の観光のメッカになるような取組をし続けてほしいということを、付け加えていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込むこととして、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 40 分」

「再開 午前 11 時 42 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

○委員（植山利博君）

当委員会が所管する全般にわたる分ということで提出し、今後、議員と語ろいなどもありますので、その時点で個別の案件が出てきたら、それに対応し、所管事務調査を行えばいいというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、全体的には、前回同様、産業建設課常任委員会の所管事項についてということで提出し、何かあったときには、その都度、協議をしていうということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、産業建設課常任委員会の所管事項についてということ提出をしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時47分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中に、道路を見てはということですが、最終本会議までに事務局に場所を出してもらって、その中から1日で回れる行程で抽出してもらおうというやり方によろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前11時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄